

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和元年6月20日(木曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時20分 散会

付託事件

議案第55号, 議案第56号, 議案第64号(ただし, 別表中歳出を除く), 報告第27号(ただし, 第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く), 報告第28号(ただし, 第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く), 報告第33号, 令和元年陳情第3号, 令和元年陳情第4号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正する条例
- ② 議案第56号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算(第2号)(ただし, 別表中歳出を除く)
- ④ 報告第27号 専決処分について(平成30年度水戸市一般会計補正予算(第7号)(ただし, 第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く))
- ⑤ 報告第28号 専決処分について(令和元年度水戸市一般会計補正予算(第1号)(ただし, 第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く))
- ⑥ 報告第33号 専決処分について(水戸市市税条例の一部を改正する条例)

(2) 陳情審査

- ① 令和元年陳情第3号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の移設を求める陳情
- ② 令和元年陳情第4号 道路法及び道路交通法違反であるごみ集積所の撤去等を求める陳情

2 出席委員(7名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	武 田 秀 君	国体推進局長	小 嶋 いつみ 君

国体推進局 参事兼 国体競技課長	大久保 克哉 君	秘書課長	川上 悟 君
政策企画課長	長谷川 昌人 君	交通政策課長	須藤 文彦 君
情報政策課長	北條 佳孝 君	みとの魅力 発信課長	沼田 誠 君
国体総務課長	村沢 晶弘 君		
総務部長	荒井 幸 君	総務部参事兼 人事課長	天野 純一 君
総務法制課長	上垣外 泰之 君	行政改革課長	熊田 泰瑞 君
中核市移行 推進課長	宮川 孝光 君	財産活用課長	谷津 茂男 君
財務部長	園部 孝雄 君	税務事務所長	小川 喜実 君
財政課長	梅澤 正樹 君	契約検査課長	青山 和夫 君
市民税課長	安里 裕行 君	資産税課長	関根 豊 君
収税課長	佐々木 信也 君		
市民協働部長	鈴木 吉昭 君	市民協働部 副部長	横須賀 好洋 君
市民協働部 技監	大和 直文 君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	太田 達彦 君
市民生活課長	小川 邦明 君	防災・危機 管理課長	小林 良導 君
文化交流課長	三宅 陽子 君	新市民会館 整備課長	篠原 芳之 君
スポーツ課長	柏 直樹 君	男女平等 参画課長	石塚 美也 君
市民課長	高安 正紀 君		
生活環境部長	川上 幸一 君	生活環境部 副部長	佐藤 則行 君
生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠原 勤 君	生活環境部 参事兼 清掃事務所長	齋藤 利光 君
環境課長	林 栄一 君	衛生管理課長	渡邊 徳子 君
廃棄物対策 準備課長	亀井 俊道 君	新ごみ処理施設 整備課長	宮田 正一 君
会計管理者兼 会計課長	小田木 義弘 君		
選挙管理委員会 事務局長	石田 顕男 君		

監査委員 綿 引 信 明 君
事務局 長

監査委員 和 田 隆 君
事務局 次長

議会事務局 小 嶋 正 徳 君
局長

議会事務局 関 谷 勇 君
次長 兼
総務課 長

6 事務局職員出席者

議事課長補佐 永 井 直 人 君

書記 島 田 祐 輔 君

午前10時 1分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、議事に先立ちまして、議会改選後、執行部の皆さんが出席しました最初の委員会でございますので、この際、委員並びに執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、私から自己紹介をさせていただきます。

3期目になりました小泉康二でございます。委員長職というのは初めて拝命させていただきますけれども、水戸市議会において肝心かなめの総務環境委員会でございますので、円滑なる議事進行をしていきたいと思っておりますので、執行部の皆様、そして委員各位におかれましても御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、次に、副委員長お願いいたします。

○佐藤副委員長 おはようございます。

このたび初当選をさせていただき、さらにはこの総務環境委員会副委員長を拝命させていただきました。

皆様の御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉委員長 それでは、各委員さんからお願いをいたします。

手前の滑川委員から順番にお願いいたします。

○滑川委員 改めまして、おはようございます。

私、滑川友理と申します。私にとって初めての委員会活動となりますので、しっかり勉強して行ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○須田委員 再度、総務環境委員会にまいりました須田でございます。またよろしくお願いいたします。

○福島委員 平成3年からずっと総務環境委員会です。

○高倉委員 委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員 田中真己です。私も総務環境委員会は久方ぶりではありますが、しっかり勉強していきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○小泉委員長 次に、執行部から順次お願いいたします。

○武田市長公室長 市長公室長の武田秀でございます。よろしくお願いいたします。

○小嶋国体推進局長 国体推進局長の小嶋いつみでございます。よろしくお願いいたします。

○大久保国体推進局参事兼国体競技課長 国体推進局参事兼国体競技課長の久保克哉でございます。よろしくお願いいたします。

○長谷川政策企画課長 政策企画課長の長谷川昌人です。どうぞよろしくお願い致します。

○須藤交通政策課長 交通政策課長の須藤文彦と申します。よろしくお願い致します。

○村沢国体総務課長 国体総務課長の村沢晶弘でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○沼田みとの魅力発信課長 みとの魅力発信課長の沼田誠でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○北條情報政策課長 情報政策課長の北條佳孝でございます。よろしくお願い致します。

○川上秘書課長 秘書課長の川上悟でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○荒井総務部長 総務部長の荒井宰でございます。どうぞよろしくお願い致します。

- 天野総務部参事兼人事課長 総務部参事兼人事課長の天野純一でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 上垣外総務法制課長 総務法制課長の上垣外泰之でございます。よろしくお願ひします。
- 熊田行政改革課長 行政改革課長の熊田泰瑞でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宮川中核市移行推進課長 中核市移行推進課長の宮川孝光でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 谷津財産活用課長 財産活用課長の谷津茂男です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 園部財務部長 財務部長の園部孝雄です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 小川税務事務所長 税務事務所長の小川喜実でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 梅澤財政課長 財政課長の梅澤正樹です。よろしくお願ひいたします。
- 青山契約検査課長 契約検査課長の青山和夫でございます。よろしくお願ひいたします。
- 安里市民税課長 市民税課長の安里裕行と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 関根資産税課長 資産税課長の関根豊でございます。よろしくお願ひします。
- 佐々木収税課長 収税課長の佐々木信也でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 鈴木市民協働部長 市民協働部長の鈴木吉昭でございます。よろしくお願ひいたします。
- 横須賀市民協働部副部長 市民協働部副部長の横須賀好洋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 大和市民協働部技監 新市民会館整備担当技監の大和直文でございます。よろしくお願ひいたします。
- 太田市民協働部技監兼体育施設整備課長 体育施設整備課長の太田達彦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 篠原新市民会館整備課長 新市民会館整備課長の篠原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 柏スポーツ課長 スポーツ課長の柏直樹です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 小川市民生活課長 市民生活課長の小川邦明でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小林防災・危機管理課長 防災・危機管理課長の小林良導でございます。よろしくお願ひいたします。
- 三宅文化交流課長 文化交流課長の三宅陽子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 石塚男女平等参画課長 男女平等参画課長の石塚美也と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 高安市民課長 市民課長の高安でございます。よろしくお願ひいたします。
- 川上生活環境部長 生活環境部長の川上幸一でございます。よろしくお願ひいたします。
- 佐藤生活環境部副部長 生活環境部副部長の佐藤則行と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 生活環境部参事兼ごみ対策課長の篠原勤と申します。よろしくお願ひいたします。
- 齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 清掃事務所長の齋藤利光です。よろしくお願ひします。
- 渡邊衛生管理課長 衛生管理課長の渡邊徳子です。よろしくお願ひいたします。
- 宮田新ごみ処理施設整備課長 新ごみ処理施設整備課長の宮田正一でございます。よろしくお願ひいたします。
- 林環境課長 環境課長の林栄一でございます。どうぞよろしくお願ひします。

- 亀井廃棄物対策準備課長 廃棄物対策準備課長の亀井俊道でございます。よろしくお願ひいたします。
- 綿引監査委員事務局長 監査委員事務局長の綿引信明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 和田監査委員事務局長 監査委員事務局長の和田隆と申します。よろしくお願ひいたします。
- 小田木会計管理者兼会計課長 会計管理者兼会計課長の小田木義弘でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 石田選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の石田顕男でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小嶋議会事務局長 議会事務局長，小嶋正徳でございます。よろしくお願ひいたします。
- 関谷議会事務局次長兼総務課長 議会事務局次長兼総務課長の関谷勇です。よろしくお願ひいたします。
- 小泉委員長 以上でよろしいですか。

それでは，次に総務環境委員会の担当書記お願ひいたします。

- 永井議事課長補佐 担当書記，永井と申します。よろしくお願ひいたします。
- 島田書記 書記の島田祐輔と申します。よろしくお願ひいたします。
- 小泉委員長 それでは，皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で紹介は終わりました。

この際，お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては，現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが，いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小泉委員長 それでは，そのように決定させていただきます。

これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は，議場で配付されました議案審査分担表のとおり，議案第55号ほか5件，それに陳情2件であります。

それでは，審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので，本日は，初めに執行部に提出議案等の説明を求め，その後，質疑を行いまして，明日21日に御意見等を伺った後，採決を行い，しかる後に陳情の審査を行いたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小泉委員長 御異議なしと認め，そのように進めさせていただきます。

次に，お諮りいたします。この際，当委員会に付託となっております議案第55号ほか5件を一括議題としたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小泉委員長 御異議なしと認め，一括議題といたします。

それでは，これより執行部から順次提出議案の説明を求めます。

初めに，議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について，執行部から説明を願います。

安里市民税課長。

- 安里市民税課長 議案書①，1ページから5ページの市議会議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正

する条例につきまして、財務部市民税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由ですが、地方税法等の改正に伴い、水戸市市税条例の関係規定の整備を行うものです。

2の主な内容ですが、今回の改正は法人市民税に関するもの、軽自動車税に関するもの、たばこ税に関するもの及び改元に関するものの4件でございます。

1点目、(1)の法人市民税に関する改正につきましては、地域間の税源の偏在性を是正するため、国税である地方法人税を4.4%から10.3%に引き上げ、その税収の全額を地方交付税の原資とすることに伴い、法人市民税法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるものです。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用するものです。

なお、法人の資本金等や従業員数に応じて課税される均等割の税率については、現行のとおりとなっております。

参考として、法人住民税及び国税である地方法人税の税率の表がございますが、法人市民税の税率の引き下げが3.7%、法人県民税の税率引き下げが2.2%で、合わせて5.9%の税率の引き下げとなり、その引き下げ分が地方法人税の税率の引き上げに充てられることとなります。

次に、2点目は(2)軽自動車税に関する改正です。

まず、アの環境性能割の新設ですが、これまで自動車取得時には県税として自動車取得税が課税されておりましたが、これを令和元年10月から廃止し、かわりに軽自動車税にグリーン化機能を維持、強化する環境性能割が創設されることとなりました。この環境性能割は、軽自動車以外の普通自動車については引き続き県税として、軽自動車については所有者が軽自動車を常時使用する市町村の税となったため、新たに税率の規定を整備するものです。

次に、イ、環境性能割の特例につきましては、消費税の引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車について、特例措置として環境性能割の税率を1%軽減するものです。

参考として、環境性能割の税率及び特例措置による軽減税率の表がございますので御参照願います。表のとおり、税率は環境性能に応じて非課税から2%となっております。

ページを返していただきまして、ウ、軽自動車税の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入に伴いまして、従来の軽自動車税については種別割に改めるものでございます。

エ、グリーン化特例の延長につきましては、環境性能のすぐれた軽自動車を取得した場合には、取得時の翌年度に限り、軽自動車税の種別割の税率を軽減するグリーン化特例措置を、令和2年度及び令和3年度の課税分まで2年間延長するものでございます。

参考として、軽自動車税の種別割の標準税率及びグリーン化特例による軽減税率の表がございますので参照願います。

次に、3点目として、(3)たばこ税に関する改正でございます。

加熱式たばこについては、昨年10月から令和4年10月までの5年間にかけて、課税標準の算定方式を重量のみによる従来の換算方式から重量及び小売価格による換算方式に改めることとしており、今回2回目の改正を行うものです。

参考として、加熱式たばこの課税標準の算定の見直し税率を記載しております。現行では、イメージ図左から2番目のとおり、加熱式たばこの重量1グラム当たりを紙巻きたばこ1本分として換算する方法を8割、重量及び小売価格による新たな換算方式を2割としておりますが、イメージ図左から3番目のとおり、重量換算を6割、重量及び小売価格による換算方式を4割に段階的に移行するものでございます。

その他、4点目、(4)として元号改正に伴う規定整備を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、本年10月1日とするものです。

なお、3ページ以降に新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** ただいま提出議案の説明の最中ですが、ここで田尻副市長がおみえになりましたので、自己紹介をお願いいたします。

○**田尻副市長** 本委員会を担当させていただいております副市長の田尻充でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**小泉委員長** 以上で、自己紹介は全て終わりました。改めまして、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議事に戻ります。

次に、議案第56号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** 議案書①、7ページをお開き願います。

市議会議案第56号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務部人事課提出の資料により御説明申し上げます。

1の改正理由についてでございますが、市長の給料につきましては、これまでの任期であります令和元年5月28日まで給料月額20%減額を実施してきたところでございますが、本市の行財政環境を考慮いたしまして、新たな任期中におきましても減額を実施するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、(1)の減額の期間につきましては、令和元年7月1日から市長の任期満了日等の日までとしております。(2)の手当の基礎となる給料月額につきましては、減額前の給料月額とするものでございます。(3)条例の失効日につきましては、現行条例では行財政改革プラン2016の前期実施計画の期間に合わせまして平成32年3月31日としておりましたが、減額期間を市長の新たな任期中とするため、失効日を令和元年7月1日後初めて行われる市長選挙の当選人に係る任期の起算日の前日又は令和2年3月31日のいずれかの遅い日に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和元年7月1日でございます。

参考といたしまして、下段に今回の条例改正による減額期間が通年となる年度の影響額をお示ししてございます。また、2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算(第2号)(ただし、別表中歳出

を除く)について、執行部から説明願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、議案書①の43ページをお開きください。

市議会議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

第1表では、歳入歳出の総額にそれぞれ1億2,012万8,000円を追加し、総額を1,277億4,012万8,000円とするものでございます。

補正の金額などにつきましては、ページを返していただきまして、44ページの別表歳入歳出予算補正に記載しております。款項の区分ごとに記載しておりますが、歳入予算の補正につきましては、②補正予算に関する説明書により御説明いたします。②補正予算に関する説明書の2,3ページをお開きください。

今回、歳出からの補正は、介護保険料の低所得者に対する軽減措置に伴う特別会計の繰り出しでございます。そのため、16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金につきましては、それぞれ特別会計に対する繰出金の財源としまして、国負担金が2分の1の6,006万4,000円、県負担金が4分の1の3,003万2,000円とするものでございます。

次に、21款1項1目繰越金については、今回の補正に要する一般財源として3,003万2,000円を措置するものでございます。

議案第64号の説明は以上であります。

○小泉委員長 次に、報告第27号 専決処分について(平成30年度水戸市一般会計補正予算(第7号)(ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く))及び報告第28号 専決処分について(令和元年度水戸市一般会計補正予算(第1号)(ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く))につきましては、関連する議案でありますので、一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第27号及び報告第28号について、執行部から説明を願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、議案書①の47ページをお開きください。

報告第27号 専決処分については、平成30年度一般会計補正予算(第7号)を地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のように専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

ページを返していただきまして、48ページが別紙でございます。

この補正予算につきましては、国の補正予算に伴い、当初予算に計上した教育費の国庫補助事業の一部が、平成30年度の事業となりました。これに合わせて、本年度予算から平成30年度予算へ事業費の計上を前倒ししたものでございます。

それでは、御説明いたします。

まず、第1表で歳入歳出予算にそれぞれ2億9,900万円を追加し、総額を1,323億2,606万

2,000円としたものであり、第2表で継続費、第3表で繰越明許費の補正を行ったものでございます。
処分日は平成31年3月29日でございます。

次の49ページの上段が歳入歳出予算の補正でございます。内訳につきましては、この後補正予算に関する説明書により御説明いたします。また、下段の第2表継続費補正については、前倒しした2つの事業のうち、継続して行う上大野小学校長寿命化改良事業の継続費を追加したものでございます。

ページを返していただきまして、50ページでございます。

第3表繰越明許費の補正につきましては、まず2の変更として、歳出予算の補正に伴い、小学校施設整備事業費の繰越額を増額したものでございます。また、1追加につきましては、市単土地改良事業について、事業の遅れにより新たに繰り越しを定めたものでございます。

続きまして、歳入予算の説明をいたしますので、④の平成30年度補正予算に関する説明書の2ページをお願いいたします。

それでは、平成30年度補正予算の歳入の説明でございます。

15款国庫支出金、1項国庫補助金、8目教育費国庫補助金は、前倒しした事業である小学校施設整備事業及び上大野小学校長寿命化改良事業の財源として、合わせて5,673万6,000円を増額したものであります。

20款1項1目繰越金は、前年度剰余繰越金を26万4,000円、20款1項市債、8目教育債を2億4,200万円増額し、補正の財源としたところでございます。

報告第27号の説明は以上でございます。

続きまして、報告第28号の御説明をいたします。

議案書①の51ページをお開きください。

こちらは報告第28号でございますが、令和元年度水戸市一般会計の補正予算（第1号）を地方自治法の規定に基づき専決処分したもので、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、52ページが専決処分の内容でございます。

こちらにつきましては、先ほど報告第27号で説明した平成30年度予算へ前倒しした事業と同じ額を本年度予算から減額するものでございます。

なお、処分日が改元前の3月でございますので、年度表記については平成31年度となっております。

それでは説明いたします。

平成31年度水戸市一般会計補正予算（第1号）は、第1表で歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億9,900万円を減額し、総額を1,276億2,000万円とするとともに、第2表では継続費の補正を行ったものであり、処分日は平成31年3月29日付でございます。

53ページが歳入歳出予算の補正の内訳でございます。また、下段につきましては、継続費の補正として、先ほど継続費を30年度予算で計上したために、平成31年度からのものは削除したものでございます。

⑤令和元年度補正予算に関する説明書の2、3ページをお開きください。

こちらは減額した歳出予算に伴い、財源を減額するものでございまして、16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育国庫補助金は5,545万7,000円、22款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金

繰入金は4,554万3,000円、23款1項市債、7目教育債は1億9,800万円、それぞれ歳出事業の減額に伴い減額したものでございます。

報告第28号の説明は以上であります。

○**小泉委員長** 次に、報告第33号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

安里市民税課長。

○**安里市民税課長** それでは、議案書①、63ページをお開き願います。

報告第33号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例について、64ページのとおり、令和元年5月10日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。

内容につきましては、財務部市民税課提出の資料により御説明いたします。

まず、1の改正理由につきましては、国会で審議中であった地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたところから、この改正法の規定中、ふるさと納税に関する部分が令和元年6月1日に施行となることから、水戸市市税条例の規定を整備するものです。具体的な地方税法の改正内容につきまして、資料4ページ、5ページに参照条文の抜粋をつけておりますのでごらん願います。

参照条文の第37条の2は県民税に関する寄附金税額控除の規定で、第314条の7は市民税に関する寄附金控除の規定となっております。県民税も市民税も同様の規定となっており、県民税に関する第37条の2の規定で今回の改正を説明いたしますと、ふるさと納税に係る特例控除の対象となる寄附金は、総務大臣が指定する団体への寄附金となりました。この指定に当たっては、太字アンダーラインで表示しているとおり、ふるさと納税の募集を適正に実施すること、返礼品は返礼割合を3割以下とすること、返礼品は地場産品とすることが規定されました。

資料1ページにお戻り願います。

2の改正内容についてですが、ふるさと納税における寄附金税額控除について、地方税法の改正を踏まえ、総務大臣が指定するものに対する寄附を特例控除の対象となるよう規定を整備するものです。

3の施行期日は令和元年6月1日でございます。

資料2ページ以降に新旧対照表及び参照条文がございますので御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 以上で提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより質疑を行います。

初めに、議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○**田中委員** 質問させていただきます。よろしく申し上げます。

今日の市民税課から提出いただいた資料で、まずは2の法人市民税にかかわる部分なんですけれども、冒頭に地方交付税の引き上げとの関係で、水戸市の法人市民税、法人税割を引き下げるといふふうにございます。これによって、水戸市の税収への影響というのはどれくらいの規模になるのか、まずお答えいただきたい

いと思います。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの田中委員の質問にお答えいたします。

今回、法人市民税の税率改正による影響といたしまして、まず税率の引き下げという形で、現行の率から約31.6%の引き下げとなっております。令和元年予算ベースで試算しますと、法人税割については約38億6,000万円の収入を見込んでいることから、税率改正による影響額は約11億8,000万円の税収減の見込みとなります。

ただし、今回の法人税率引き下げにつきましては、地方法人税に振りかえとなり、全て地方交付税の原資となることとされており、そのため、法人市民税の減収分については、地方交付税の算定時に考慮され、地方交付税で補填されるものとされており、なお、税率改正による影響については、令和元年10月1日以降の事業年度から適用となるため、実際に市税に影響が生じるのは令和2年度以降になると見込んでおります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 交付税の話は今から聞こうと思ったんですが、お答えいただいちゃったんであれなんですけれども、要するに今回の国の法改正の趣旨というのは、今課長さんもおっしゃったんですけれども、消費税増税による地方税の税収増とか、自治体間の格差を是正するんだと、いわゆる偏在是正だということになっていますが、法人事業税の3割が国税化をして、その全額を譲与税として人口指標で各自治体に配分するんだと、こういう理屈になっていまして、今、後段御説明があった、簡単に言いますと東京などの首都圏でたくさんそういう収入がある自治体の分を、東京なんかは不交付団体ですからその分が減収するだけで、その分を地方に分配するという話だと私は理解をしているんですけれども、本来地方交付税制度を通じて、各自治体の財政に対して国が責任を持って行うべき財政調整の役割というのがあると思うんですが、それを東京などの収入が多いからといって、そちらに肩がわりさせるという枠組みそのものに問題があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、まず地方交付税で手当てをするということについての保証はあるのかどうかという点。過去も平成26年10月前は14.7%が今回12.1%になって、今回8.4%にまた下がるんですけれども、いわゆる地方交付税で補填されるんだというふうに言いますが、よくある話で交付税というのはその名前がついてはこないわけですので、そういった保証というのは本当に約束されるのかという点についてはどういうふうに考えているのかお答えいただきたいと思います。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

交付税の保証があるのかということにつきましては、まずは地方交付税につきましては、基準財政需要に対して基準財政収入額が不足している場合に交付されるようなこととなっております。法人市民税が減収になれば、基準財政収入額がその分下がるということになりますので、交付税のほうで措置されるものと見込んでおります。ただし、交付税につきましては毎年度額も変わるものですし、基準財政収入額も法人市民税だけではなく、個人市民税、固定資産税など市税、その他収入を含めて算定をしておりますので、田中委員がおっしゃるように色がつくまでわからないんじゃないかというご質問ですが、実際に措置されている

のかどうか確認することは困難であるということで御理解いただければと思います。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっとこの問題は枠組みの問題なので、これくらいにしたいと思うんですけども、軽自動車税についてもちょっと聞きたいんですが、今回軽減されたり、新たにつくられたりということがありますけれども、環境性能割の新設ということと自動車取得税の廃止というのが一体なんですけど、それとこのイの特例ということで、環境性能割の税率1%を限度に軽減するということがまざりであって、エですね、グリーン化特例は2年延長しますということで、これも市の税収としての影響が出てくるだろうと思うんですけども、どれくらいの見込みなのか。また、それに対する今申し上げたような何か補填策というのは示されているのか、合わせてお聞かせいただきたいと思います。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの田中委員の軽自動車税に関する御質問にお答えいたします。

まず、アの環境性能割の新設に伴う市税の影響についてですけれども、自動車取得税につきましては、県税として課税されておりまして、これを10月に廃止して、かわりに環境性能割という新たな課税が創設されることとなりました。これまで自動車取得税は、制度創設時に地方道路整備の財源を確保する目的税として始まったことから、市町村にも自動車取得税の一部を市町村道の延長及び面積で案分して交付されておりましたが、自動車取得税の廃止に伴い、自動車取得税交付金も廃止になります。

一方で、かわりに創設される環境性能割につきましても、普通自動車につきましても、引き続き県税として課税される部分があるんですが、これについても配分率を見直した上で、引き続き市町村道の延長及び面積で案分して交付されることとなっております。

環境性能割につきましては、自動車取得税と同様に税率については普通自動車は非課税から3%まで、軽自動車税につきましては非課税から2%までと自動車取得税と税率は変わりませんが、今後新たに取得される車両については燃費性能がすぐれていることが見込まれており、現行の自動車取得税に基づく交付金の交付額と比較しますと減収になることが見込まれております。

令和元年度の自動車取得税交付金や軽自動車税の環境性能割、新たに賦課する環境性能割などから推計しますと、今回の見直しによって生じる影響額については3,200万円程度の減収が見込まれております。

続きまして、ウの環境性能割の消費税増税に伴う対応としての特例措置についての市税への影響についてですけれども、消費税の引き上げに伴う対応として、令和元年10月から令和2年9月までの間に取得した軽自動車について、特例として1%を限度に減額措置がされることとなりますが、当該措置によって減収については、国のほうより特例交付金として措置されるということになっておりまして、特例措置による市税への影響についてはないものと考えております。

なお、令和元年度の軽自動車税の環境性能割の1%の税収軽減措置として440万円の影響を見込んでおりますが、当該額については国から特例交付金が交付されるものと見込んでおります。

続いて、エのグリーン化特例の期間の2年間の延長によって、市税への影響についてはどれくらいなのかという御質問なんですけど、本年4月の登録状況をもとにしてグリーン化特例の影響について試算しますと、該当の車両については約2,600台ございまして、標準税率を適用した場合と比較すると880万円の収

入が減という形になります。それで、この減収による影響についての措置はあるのかという御質問に対してですが、先ほど申し上げたとおり、消費税増税による特例措置の1%の減につきましては、特例交付金として措置されるものでございますが、それ以外の環境性能割の導入であるとか、グリーン化特例の適用の延長によつての国からの補填というのはございませんが、先ほどの法人市民税の減収と同じように、やはり地方交付税のほうの措置が考えられること。それと、軽自動車につきましては、平成27年度以降の取得については、税率の改正のほうを行っておりますので、軽自動車税については毎年新しい税率が適用になる車両がふえることによつて、税収が少しずつ増額していくこともありますので、車体課税の全体の税収としては大きな影響はないものではないかというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 大変丁寧な御説明ありがとうございました。

それで、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、環境性能割というのは取得したときにかかるものなんだろうというふうに理解しましたが、軽自動車で下にあるように電気自動車とかハイブリッド車というのはそんなにあるのかなという気もするんですけれども、利用者の考えとしてはなるべく安価で気軽に乗れる、税金が安いということで選ばれるのではないかなと思うんですけれども、さっき影響額が3,200万円というふうなお話があったんですが、それはいわゆる環境性能が非常にいい軽自動車でなければ適用にならないものなんだろうと思うんですけれども、それはこれまでの購買実績からしてそれぐらいはあるというふうにお考えということで理解すればよろしいですか。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 田中委員の質問にお答えいたします。

今回の全体の自動車税に関する影響額、環境性能割の新設に伴う影響額3,200万円につきましては、軽自動車だけではなく、県税のほうとかで本来自動車取得税として県税が課税になって、そのうちの一部が市町村のほうに市道の延長であるとか、面積で案分されていた部分がございまして、その自動車取得税の交付金が今回県税のほうでも廃止になって、新たに環境性能割という形になるんですけれども、それでも環境性能割に関する税収の一部が市町村のほうにも来ますが、その配分のほうの率の見直しが66.5%から環境性能割については44.65%に減ることになりまして、県税から来る交付金のほうが減る部分が大分大きいものがありまして、環境性能割によつての影響も合わせてということなんですけれども、全体として3,200万円の減収ということでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 質問を最後にしたいと思うんですが、たばこ税に関する部分なんですけれども、いわゆる加熱式たばこ、理解としては加熱式たばこの税率は上がっていきますということなんだろうと思うんですが、一方でいわゆる紙巻きたばこというのは下がるのか、それとも同じなのか、その点がちょっとよくわからないのでお示しいただきたいと思いますが、またこれによるものかどうか、つまりたばこ税の水戸市の税収の推移としてはどういうふうに予測をなされているのかということをお聞かせいただければなというふうに思います。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 田中委員のたばこ税に関する御質問にお答えいたします。

まず、今回のたばこ税に関する改正については、加熱式たばこに関する課税標準の算定方式に見直しということで、紙巻きたばこについてはどうなのかということなんですけれども、紙巻きたばこにつきましては、昨年10月に1本当たり1円、1箱20本入りの場合ですと合計20円という増額の税率改正を実施しまして、その改正については令和2年10月1日と令和3年10月1日に税率改正のほうを予定しておりまして、それぞれ1本1円ずつということで紙巻きたばこは上がっていく予定となっております。

全体の税収についてということと、今回の見直しによって税収が上がるのかということなんですけれども、これまで加熱式たばこについては、紙巻きたばこと比べると税額のほうがかなり安いというようなことがありまして、換算方式の見直しをすることとされておりました。具体的には加熱式たばこの代表でありますアイコスというたばこによりますと、紙巻きたばこ20本分のものに対して、アイコスのほうは、この見直しの前であれば15.7本、グローであれば9.8本、ブルームテックであれば紙巻きたばこ20本に対して2.8本の換算ということで、大分加熱式たばこの種類によって税負担の差が大きかったものが……

〔「総額でいいんだよ、難しいこと言わなくて」と呼ぶ者あり〕

○安里市民税課長 今回の改正による影響についてですけれども、紙巻きたばこの種類によって……

〔「いやそういうのはいいんだって。総額で幾らかということ」と呼ぶ者あり〕

○安里市民税課長 総額で言うと約19億ぐらいの税収という形で30年度はなっておりまして、その前の年度が19億5,000万円で、税収につきましては24年度あたりをピークに毎年減少しておりまして、29年度から20億を切っておるような状況なので、なかなかたばこについては健康増進の推進もあって減っていくような……

〔「もう終わりでいいよ」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ありがとうございます。

先ほどの答弁の中でもありましたけれども、全体の税収のほうは上がるのか下がるのかというところはありましたけれども、それに関しては健康増進等々も含めて決して上がるわけではないと。やめていく方もいますし、減らしていく方も移行する方もいるということなんで、御理解のほどをお願いします。

そのほか。

高倉委員お願いいたします。

○高倉委員 すみません、今のたばこ税に関して、ちょっとなかなかわかりにくいんですけれども、今の時点でこのAの旧算定と新算定Bのこれが8対2になっております。今回の改正でこれが6対4になるという。それがまた段階的に変わっていくということですのでよろしいんですね。

従来のA算定でやった場合と令和4年からは完全にB算定でやるということなんでしょうけれども、例えば今販売総数を100とすると、このB算定に全てなったときはどれぐらいの増になるんでしょうか、税収、単純に。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 高倉委員の御質問にお答えします。

加熱式たばこの課税標準の本数の見直しについての影響がどれくらいあるのかということですが、先ほど申し上げたとおり、加熱式たばこについてはアイコスであったり、グロー、プルームテックそれぞれによって改正による本数のほうが分かれておりまして、なかなか単純に計算するのはかなり難しいことになってございます。

〔「そうではなくて」と呼ぶ者あり〕

○安里市民税課長 1箱当たりの形で申しますと、この見直しを行うことによって、最終的にはアイコスのほうが15.7本であったものが約18本で2本ふえると、グローについては9.8本分であったものが……

○小泉委員長 今の高倉委員の質疑のほうが、30年度予算で税収で約19億円あったと。それがこの令和4年に、仮にそのまま推移したとして、増減あるかもしれませんが、これをBの1.0になった場合にはどれくらいの税収に変わるのかという部分の質疑だと。

○安里市民税課長 もしこれが最終的に4年になって、仮にアイコスの例で3割ぐらいが加熱式たばこの利用者が2020年には達するだろうと見込まれておりますので、それで見るときには大体9,500万円程度はこの見直しが完成することでふえるものと試算しております。

○小泉委員長 高倉委員、よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第55号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第56号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

須田委員。

○須田委員 毎回この議論になると、私はちょっと納得していないなと思ひまして、必ず質問するんですけども、もう一度これはなぜ減額しているのかという理由について説明してもらっていいでしょうか。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 須田委員の御質問にお答えいたします。

なぜ減額を実施するのかということだと思いますけれども、これにつきましては、本市では行財政運営を効率化し、資源の有効活用を図るとともに、市民の視点に立った質の高いサービスを提供するために、全庁を挙げて行財政改革に打ち込んでいるところでありますけれども、今後も継続してその取り組みを進めていくに当たりまして、リーダーとして範を示すべく、市長の公約として減額を実施するものでございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 市全体でそういう効率をよくするということですが、この減額によって1年間の市税に対する影響というのは何%減になるのでしょうか。市税全体に対して何%減なの、かなり影響力あるの。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

参考等にも記載してございますが、年間で約258万円ぐらいの減額ということになる……

〔「市税全体では何%ぐらい」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 割り算すれば出るからいいんですけども、これは全然市税に対して何の影響力もないんですよ。そして、やるんだったら、本当に市全庁を挙げてという先ほどの言葉どおりだったならば、それこそ三役、その他も含めて減額するしかないじゃないですか、市全体でいったら。私はそれに反対してきたじゃないですか、副市長の減額なんてやる必要ないよと。この国全体が何とかして給料を上げて、いわゆるデフレのスパイラルから脱却してと、自民党、内閣も皆さんの給料を上げましょうよと、まるで労働組合の仕事をしたような、そういう世の中をつくって、給料を上げて経済を活性化しようとしているときに、その方針とは全く逆のことを市長は求めている。市民たちの税収が上がることを祈るんじゃないかと、上げて経済を活性化させることを祈るんじゃないかと、本人は下げているんだから、そういうものとは反することをやっていくということが市長の公約なんですか。

○小泉委員長 こちらがスタートしたところからも含めて……

○須田委員 そんなのはいいよ、今の社会的なものと反することじゃないのかと聞いているだけのことで。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

もちろん委員御指摘のとおり、国の経済の活性化の部分についても非常に重要な部分でございますけれども、水戸市に関しましては、行財政改革を実施していくという意味でも、市長がリーダーとして範を示すという立場をとっていきたいということもございまして今回の御提案となりました。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 この改選前まで行財政改革の委員長をやってきましたけれども、そのところでの論議は人を減らすこと、何でも削っていくこと、これが行財政改革じゃないよという中身にはなってきたじゃないですか、今社会が。そういう中で本人がやるということでしたら、さっき公約と言ったけれども、今回の市長の公約の中にもこの市長給料の減額というのは含まれているんですね。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

このたびの選挙の公約にも20%減額ということで公約に載せております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そういう意味では市民がそれを選択して、投票で7万票以上という得票を取ったんですから、そのところに関しては市民も認めているということですからこれでいいですけども、その影響、水戸市の市長が減額するという影響がどれほどのものか。北関東全体の、当然首長さん、それから県内の各地の首長さん、そういうものに全体に影響を与えていくというような姿勢をきちんと市長には持っていてもらいたい。例えば、今まで全然改定されない歳費、市長報酬等があつて、他のところでは上げようかなと。景気回復を目指してみんなで上げていこうよと、市役所の中も上げていこうよと、市町村の役場の中も上げていきましょうよというときに、水戸市長という県のトップが下げているというのは、水戸市内だけでなく県内や北関東全体に影響力を及ぼしていくんですよと。それから、当然中核市全体の論議になれば、他の市で、例えば他の市長が、中核市全体の、私たちが類似市で中核市がどうなっているかというのはいろんなケースで拾うじゃないですか。そうなったときに水戸市は減額していますよというのが影響がすごくあるというこ

とを、これに関しては執行部に言っても、これは市長の当然政治判断でしょうから、その部分は構わないですけれども、それは市長に直接言いますけれども、それに関しては私は基本的には消極的に賛成するという立場ですので、それを明確にして質問を終わります。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第56号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）（ただし、別表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第64号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第27号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く））及び報告第28号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第1号）（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く））につきましては、関連する議案になりますので、一括して質疑を行いたいと思いますがいかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第27号及び報告第28号について、質疑のある方は発言願います。

福島委員。

○福島委員 みんな同じなんだけれども、53ページで、上大野小学校の6億円ですが、これを前倒しという形じゃないかと思ったんですが、我々総務環境委員会には上大野小学校がいつでき上がって、どのようになっているのかという報告がないんだけど、それはわからない。わからなきゃ明日でいいよ。いつできるのか、どのように改築してやっていくのかというのは何ら我々には報告なくて、金使ったよ、はいよと言っているだけなんじゃないか。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 まず、53ページをお願いいたします。

こちらは当初予算で上大野小学校につきましては、総額6億円の継続費、当時平成31年度でしたら令和元年度が2億9,500万円、令和2年度ですが3億500万円という2カ年で6億円で学校の長寿命化型改良、昔大規模改造と言われていたものですが、その工事を行う予定でございました。

これが49ページをごらんください。

31年度、令和元年度予算の一部、こちらでは1億5,900万円が30年度事業として国の補助内示がございましたので、6億円の継続費の内訳を1億5,900万円、1億3,600万円、そして3億500万円という3カ年事業にしたものでございます。

○福島委員 それはわかるんだけど、それは何をやったんだということがわからない。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 こちらは予算上でございますが、平成30年度予算ではございますが、全額繰り越して

31年度に執行いたします。ですから、議案としては工事請負案件等は12月（※令和元年6月21日総務環境委員会で訂正）議案になる予定でございます。国の補助の都合で30年度の国庫費をもらいまして全額繰り越してございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、30年度に1億5,900万円、31年度1億3,600万円、32年度が3億500万円で、これは6億円は全然使ってなくて、するとこれはどこにお金を入れるの、繰越明許費になっているの。繰越金になって予算上はどこにこのお金があるの。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 継続費ですので逡次繰越ということで、議案書のちょっとページは定かでございますが、逡次繰越のほうに全額繰り越して御報告させていただいております。ページのほうには91ページでございます。91ページの下段で、上大野小学校の長寿命化改良工事は事業費総額6億円、1億5,900万円で支出済みゼロ円、残額1億5,900万円を繰り越すこととしております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 お金はわかりました。そうすると何に使うかというのは長寿命化の改良工事だと。これは何をやるんですか。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 現在、長寿命化改良工事を行っているものとしましては、躯体をそのままにしまして、同じ学校を長寿命化するために学校の補強と内装の様子がえということで行っております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから様子がえというなら、女の人なら化粧すればいいんだけど、学校の様子がえというのは建物の長寿命化でしょ。これは地盤改良までやるの。単年度ではなく2年間。だから、我々は文教じゃないからわからないんだけど、ただ予算が来たから、繰り越しになってやるならば何をやるのかぐらいの、明日でいいから図面もらえる。12月（※令和元年6月21日総務環境委員会で訂正）に議案として出すの。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 説明が不足して申しわけありません。今回は補正予算で、本来であれば今年度と来年度の2カ年計画で継続事業で長寿命化工事をやる予定でございましたが、平成30年度予算に編成したのは、簡単に申しますと、令和元年度に予算措置したもののうち、半分は30年度の事業でやってくださいということで国から補助の内示が来ました。このために国の財源等、年度を合わせるために3カ年にしたもので、現場的には今年度と来年度という2カ年で進む予定になっております。ですから、現場の工事はまだ着手しておりませんで、全額繰り越した状態でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 令和元年、2年じゃなくて、30年度にみんな送られたんでしょ。それはわかるんだよ。わかるけれども、今回補正を組んだというのはこの工事をやりますよと言ったって実際に工事は始まらないんでしょ。発注もできないんでしょ。できるの、この補正予算というのは。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 年度末、3月29日の専決処分でございますので、予算計上のみ平成30年度としておりまして、全額繰越予算になっておりますのでまだ発注は行っておりません。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから不思議だなと思ったんだよ。今まで2カ年、3カ年でやるのが急遽2年でやるというのは何をやるのか。それをいつ発注するのか。それは説明しないの。ただ予算だけはいよって議会に出されているけれども、別に嫌だとかだめだとか言っているんじゃないよ。何をやるんだか、それら親切的な説明はないの。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 長寿命化改良工事というのは、以前で言えば大規模改造と言われた学校の改修でございます。学校の躯体はそのままにしまして、コンクリートであったり、配管の劣化をまず改修いたします。また、壁や廊下などの内装についても大きく模様替えをしまして、簡単な説明で言いますとリフォーム的なものを行いまして、建てかえよりも事業費を縮減して学校を長く使おうというのが長寿命化改良工事でございます。なお、こちらの工事につきましては、12月（※令和元年6月21日総務環境委員会で訂正）議会で案件として提出する予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 12月なら12月まで（※令和元年6月21日総務環境委員会で訂正）待つけれども、我々から言いたいのは、このように遅れてやるということは何か問題があったからとは違うんだよね。私は予算やっていてできないというのならば、例えばその長寿命化の工事そのものに支障があったのとは違うの。

○小泉委員長 もともと予定されていた工期等々も平成31年度事業でやるということだったんですね。
梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

当初水戸市は平成31年度、32年度ということで2カ年で予算措置をしておりました。国が補正予算を措置しまして、そのうちの31年度に予定していた事業のうち、30年度の補助で予算の措置を求めてこられたものがございまして、こちらについては、簡単に言いますと31年度に予定していた事業費を30年度分と31年度分で2カ年でやってほしいという内示がございましたので、予算年度も30年度に前倒ししたものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 12月（※令和元年6月21日総務環境委員会で訂正）にどっちみち出てくるんだろうけれども、どういう工事をやるか、我々にもその資料を要求します。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 申しわけありません。歳出予算のほうの所管委員会とちょっと相談して、いつ御報告するかは委員長と協議したいと思います。

○小泉委員長 所管の文教福祉委員会のほうとも調整を図って、資料要求をしていきたいと思っております。
そのほかございますか。

田中委員。

○田中委員 案件はこの小学校の費用しかないので、⑤の2ページ、3ページでお聞きしますが、この小学校施設整備事業費というのは、今お話があった上大野小学校と千波小学校のトイレ大規模改造というふうに聞いておりますが、この年度末に国のほうから補助の内示があったための補正措置ということは理解をするんですけども、今回この3ページに財調からの取り崩しというのが入っていると思うんですが、当初令和元年度の予算上はそういう手当てをしなくても予算計上されていたんじゃないかなとは思いますが、その関係をどういうふうに理解すればいいのかお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 こちらの補正予算につきましては、財政調整基金の繰り入れを4,550万円減額しておりますが、一般財源として必要な額がこの額でございました。当初予算では、財調基金の繰り入れが約43億1,500万円の措置をしておりますので、一般財源の所要が必要なくなったということで、財調の取り崩しも減額できたということになります。ですから、この分が財調というよりは、トータルの一般財源のせいでございます。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、報告第27号及び報告第28号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第33号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 何かと話題のふるさと納税にかかわる制度変更に伴う専決処分なんで、理解するところではあるんですけども、今回寄附金募集を適正にする地方団体であることとか、返礼割合を3割に減らすとか地場産品にするとかいろいろルールが変わるわけですけども、そもそも寄附控除という形で税の移転が事実上行われるという点で、自治体間競争を生む制度が持つ矛盾というのは今もあるのかなと私はちょっと思っております、そういったものに余り熱中すべきじゃないと思っはいるんですが、とにかく今回の制度変更、あり方の変更に伴って、水戸市として何かスタンスだとか、あるいは返礼品のメニューだとかというものについては変更があるのか、どういう影響があると考えているのかお聞かせをいただければなというふうに思います。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

水戸市のほうで、今回の改正による影響ということですけども、水戸市のほうでは基本的には返礼品の調達割合そのものは3割ということで行って行っていたので、そちらの割合については見直しはないんですが、一部の商品のほうで地場産品という部分で新たに基準が出てきましたので、それによって見直しのほうは5月中に行いまして、6月から実施しており、今数字はないんですけども、返礼品の数も若干取り扱いが

中止になったものもございます。今後また新たに新制度に関して国のほうからいろいろ情報があるかと思いますので、その情報のほうも注視しながら適正に新制度に対応していきたいと考えております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、報告第33号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。明日21日の委員会は午前10時に開会いたしますので御承知お祈りいたします。

それでは、以上をもちまして本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時20分 散会